

○福祉事業所原油価格等高騰対策補助金（共通編）Q & A

R7.4.10版

No.	区分	問	回答
1	補助制度	この補助制度はどのようなものか。	国の交付金である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の事業趣旨に則り制度を作っており、光熱費の高騰分の一部を補助することを目的としています。
2	補助制度	なぜ、令和6年4月から令和7年3月までなのか？	前回（令和5年10月から令和6年3月を対象）の補助制度を継続した施策となっていますので、実績の確認ができる令和6年4月から令和7年3月までとしています。
3	補助制度	他の類似の補助金との併給はできるのか？	兵庫県が実施している高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金との併給は可能ですが、同じ実施主体である丹波市が実施する他の類似の補助金制度との併給はできません。
4	申請期間	申請はいつからできるのか。	令和7年4月1日以降、令和7年6月30日まで随時受付を行います。
5	申請期間	いつまでに申請すればよいか。	令和7年6月30日（月）までに申請してください。
6	申請方法	メールでの申請のみ受付となりますか。	メール以外（郵送、持ち込み等）での申請も同様に受付をします。
7	申請方法	同じ敷地内でそれぞれの建物で3事業を行っている場合はまとめて申請するのか。	申請対象は事業所単位（事業単位）になりますので、それぞれの事業所毎に申請をお願いします。
8	申請方法	1つの法人で複数の事業を行っている場合はまとめて申請するのか。	申請対象は事業所単位（事業単位）になりますので、それぞれの事業所毎に申請をお願いします。
9	対象要件	運営法人の法人格に制限はあるか。	申請対象となる法人格に制限は設けておりません。対象となるサービス種別の指定を受けていれば、いずれの法人格であっても申請可能です。

No.	区分	問	回答
10	対象要件	4月2日以降に指定を受けた事業所・施設等は交付の対象となるのか。	対象期間中（令和6年4月から令和7年3月まで）に運営実績があり、基準日となる令和7年4月1日の時点において指定を受けた事業所・施設等が対象となりますので、令和7年4月2日以降に指定を受けた事業所は対象外となります。
11	対象要件	介護保険の総合事業は補助対象となるのか。	総合事業の現行相当サービスのみを対象としており、緩和基準型サービスは対象外となります。
12	対象要件	基準該当のサービスを提供しているが、本補助金の申請は可能か。	基準該当の事業所については本補助金の対象外となります。
13	対象要件	丹波市から事業所指定を受けて運営している市外の事業所の光熱費等も補助対象となるのか。	原則、市内の事業所を補助の対象としていますので、市外の事業所は対象外となります。
14	対象要件	補助対象期間内に1日でも事業所を運営していれば補助対象となるのか。	基準日（令和7年4月1日）に事業を運営し、対象期間内に実績がある場合は補助対象となります。
15	対象要件	午前中に児童発達支援サービスを提供し、午後に同じ部屋で放課後等デイサービスを提供する場合は別々の事業として申請できるのか。	同じ居室で同じ日に時間を変えて異なる事業を実施する場合は、制度設計上、いずれかの利用者の支援において補助金申請することができます。
16	申請書類等	介護サービスに併せて介護予防サービス又は現行相当サービスを実施している場合には、事業種別はどのようにすればよいのか。	様式ファイル「福祉事業所原油価格等高騰対策補助金様式（申請・実績・請求）」の事業種別において次のとおり入力してください。 ①介護サービスと介護予防サービスを実施している場合→当該介護サービス（介護予防サービスあり） ②介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の国基準の訪問型・通所型サービスを実施している場合→当該介護サービス（現行相当あり） ③介護予防サービスを実施していない場合→当該介護サービス（介護予防サービスなし） ④介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の国基準の訪問型・通所型サービスを実施していない場合→当該介護サービス（現行相当なし）
17	申請書類等	車検証（写）の提出はどのようにすればよいですか。	車検証をPDF等に電子データ化し、メールでの申請の際に添付するか、紙媒体での申請の場合には、車検証（写）を添付して申請してください。

No.	区分	問	回答
18	その他	補助金が振り込まれる金融機関の口座は法人名義以外のものでもよいか。	申請者と金融機関の口座名義が一致する必要がありますので、法人以外の名義の金融機関の口座は補助金振込先の対象としていません。
19	その他	保管が求められる、補助金の申請に用いた実績人数の根拠資料及び支出等に係る証拠書類とはどのようなものになるか。	国保連合会への請求事務で作成したものや、システムから出力されたもので、実績報告書の人数の算出に用いた資料及び光熱費算出に使用した領収書等となります。
20	その他	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業、居宅介護支援事業等を始め訪問・相談系事業所についての定員欄の記載はどのようにすれば良いか。	定員等の定めが無い場合は、該当欄は空欄で申請してください。

○福祉事業所原油価格等高騰対策補助金（施設光熱編）Q & A

R7.4.10版

No.	区分	問	回答
1	補助制度	補助基準額の考え方はどのようなものか。	補助基準額の設定にあたっては、複数の事業所に燃料高騰分を確認した上で、利用者一人あたりに換算した燃料高騰分の平均を算出し、その1/2を補助基準額として設定しました。
2	補助制度	なぜ、光熱費高騰分の全額ではなく、半額を補助基準額としたのか？	国の交付金である電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の事業趣旨に則り制度を作っており、光熱費の高騰分の一部を補助することを目的としています。
3	申請方法	同じ建物の中で複数の事業をしている場合はそれぞれから申請すればよいか。	同一の建物で複数の事業（例えば特養と同じ建物で通所介護等）が行われている場合は、それぞれの事業において、申請してください。
4	申請方法	障害福祉サービスの施設入所と生活介護を同一の場所で受けている場合はどのように申請すればよいか。	同一施設の同一居室で時間を違えて異なるサービスを実施する場合は、どちらか一方のサービスで申請してください。
5	補助金額	補助金の額はどのように決まるのか。	サービス区分に応じて補助基準額を設定していますので、補助基準額に対象期間の各月の実績人数の合計を掛けたものが補助金額となります。ただし、併せて報告いただく光熱費実績報告の合計支払額の20%が上限額となりますので、補助金額が光熱費の20%を超えている場合は別途光熱費の支払いを確認できる資料を添付し、光熱費の報告をいただくことにより、支払額の20%を補助金額とします。
6	申請書類等	光熱費にはどのようなものが含まれるのか。	ガス、電気、灯油、重油などの利用料又は購入費となります。なお、水道料金は含まれませんのでご注意ください。
7	申請書類等	光熱費の支払額について、どのように入力すればよいか。	対象期間中に使用したガス、電気及び灯油等に対して支払った額を入力してください。支払った月に入力するのではなく、光熱費が発生した月の分について入力してください。 例：令和5年7月使用電気代（令和5年8月支払）→令和5年7月の支払額の欄に入力
8	申請書類等	光熱費の支払額の入力について、事業使用分とその他使用分が明確に分けられない場合はどのように入力すればよいか。	明確に区分けできないものについては、人数や面積などにより按分を行ってください。

No.	区分	問	回答
9	申請書類等	光熱費の支払額の入力について、同じ建物の中で複数の事業をしている場合はどのように入力すればよいのか。	明確に区分けできないものについては、人数や面積などにより按分を行ってください。
10	申請書類等	光熱費の支払額の入力について、複数の事業分が重複する場合はどのように入力すればよいのか。	明確に区分けできないものについては、人数や面積などにより按分を行ってください。
11	申請書類等	市外に住民票がある利用者は実績人数に含まれるのか。	対象事業所でサービス提供している方は実績人数の算出に含まれます。
12	申請書類等	介護サービスに併せて介護予防サービスを実施している場合には、延利用人数はどのように入力すればよいのか。	延利用人数は、介護サービスの利用人数と介護予防サービスの利用人数を合算した人数を記入してください。
13	申請書類等	午前と午後に利用者を入れ替えて事業を行っている場合に、1日の利用人数はどのように算定すればよいのか。	利用者が1日の中で入れ替わる場合は、いずれかの時間帯の利用者数（例えば、午前中8名、午後12名の場合であればどちらかの利用者数）を用いてその日の実績人数としてください。
14	申請書類等	定員を超過する月については実績人数はどうなりますか？	定員を超過していても、やむを得ない理由等で実際にサービスを提供した利用者であれば実績人数の算定に入れてください。 ただし、「丹波市福祉事業所原油価格等高騰対策補助金理由書」に定員の超過理由を記載して提出してください。
15	その他	根拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、補助金に係る根拠書類として以下の書類を保管（5年間）していただく必要があります。 ①交付申請書（メールで送付した申請書の写し） ②収入及び支出の関係を示す書類（決算書類や光熱費の明細書など）
16	申請書類等	使用料の明細に燃料費とは別にリース代が計上されている。この場合リース代は対象経費として計上しても良いか。	単に機器のリース代だけであれば対象経費外となりますが、燃料費（ガス等）も含む場合は対象経費として差支えないです。
17	その他	経費で月末締めでない場合は、請求金額を日数按分するのでしょうか。 例えば 10月分請求書に9月分が含まれている場合（9/21～10/20）請求金額を10日/31日で按分で宜しいか。	毎日利用して1カ月ごとに請求、支払いとなるものについては、請求される利用日数が多い方を対象月の光熱費として計上してください。

○福祉事業所原油価格等高騰対策補助金（車両燃料編）Q & A

R7.4.10版

No.	区分	問	回答
1	対象要件	同一の事業所で介護保険と障害福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	複数の事業所からの同一車両に対する補助申請はできません。どちらかで申請してください。
2	対象要件	送迎加算は取得していないが、実際に利用者の送迎を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	利用者の送迎に使用している車両については申請可能です。送迎加算の取得は必須要件ではありません。
3	対象要件	別事業で共用の車両を使用しているが、その場合はどちらで申請をしたらよいのか。	複数の事業所からの同一車両に対する補助申請はできません。どちらかで申請してください。
4	対象車両	申請可能な車両は、どの時点で使用している必要があるのか。	交付要綱に定める基準日（令和7年4月1日）時点で保有している車両が対象となります。
5	対象車両	申請可能な車両は使用日数などの条件はあるのか。	利用者の送迎や訪問を主な目的としている車両であれば、使用日数の条件はありません。ただし、対象期間内に臨時的（常時とは判断できない僅かな期間）に利用者の送迎や訪問に使用したことをもって送迎実績とし、補助金の申請をすることはできません。
6	対象車両	申請対象となる自動車は運営法人や事業所名義の自動車のみか。サービスを提供する上で、事業所職員から借り上げた車両は対象となるのか。	車検証によって法人や事業所の所有や使用が確認できるもののみを補助の対象としていますので、職員から借り上げた車両は対象となりません。ただし、以下に該当する場合は補助対象とします。 ①法人や事業所が所有する車両が無い場合に限り、1台分を補助対象とします。 ※なお、法人所有の車両に該当するかどうかは、所有者の名義や事業の実態によって判断しますので、判断に迷われる場合はご相談ください。 ②訪問系事業所及び相談系事業所の車両においては、補助対象者である運営事業所と雇用契約を締結している従業員等が使用する車両で、かつ、対象期間に訪問実績のある場合には、車両燃料費補助金の補助対象とします。 ※申請の際は、職員の雇用契約書（写）、各車両の車検証（写）の添付してください。
7	対象車両	就労系の事業所を運営しているが、取引先への納品のために使用している車両は対象となるのか。	利用者が同乗しての納品かどうかに関わらず、取引先への納品のために使用している車両は対象外となります。 納品により発生する費用については、生産活動の一環として生じるものであり、生産活動収入でまかなわれるべき経費となります。本補助金は生産活動により発生する経費を補助するものではないため、申請対象外となっております。 なお、利用者の送迎と納品の両方に使用している車両は申請可能です。

No.	区分	問	回答
8	対象車両	就労継続支援A型において、施設外就労先への往復に利用している車両は申請可能か。	利用者の移動等、支援の一環として使用の車両であれば申請可能です。なお、単に納品等の業務にのみ使用する車両は申請できません。
9	対象車両	送迎等のサービス提供を行う車両をリース契約しており、法人（事業所）名義ではないが、燃料費は法人（事業所）で負担している。申請を行うことはできるか。	リース契約車両についても、利用者へのサービス提供に使用したものは申請可能です。ただし、サービス提供期間中のリース契約書類やリース車両の車検証のコピーを保管し、指導監査で本補助金について問われた際に提示できるよう整備してください。
10	対象車両	事業所が所有する車両がない場合は、事業に使用し補助対象者が車両燃料費を負担している車両について、1台を上限として申請することができるとあるが、条件を満たす車両であればどれでもよいのか。	訪問日誌や管理台帳等によって、訪問や送迎に使用していることが説明できる車両であれば、いずれの車両でも申請が可能です。
11	補助金額	補助金の額はどのように決まるのか	サービス区分に応じて補助基準額を設定していますので、基準日において事業所が所有し、専ら事業の用に使用する車両数を乗じた額が補助金額となります。
12	添付書類	今回の申請時にも改めて車検車証を添付しなければならないか	基準日（令和7年4月1日）において事業に供する対象車両で、検査満了日内の車検証を既に前回までの申請時に提出している場合は令和7年4月からの申請においても省略できますが、前回申請時以降に車検を受検された車両につきましては車検証の添付をお願いします。
13	対象車両	対象車両に疑義等がある場合の対応は。	前回の申請時には疑義対象車両につきまして訪問調査を実施しましたが、今回の申請においては対象車両が事業の用に供しているか確認できる書類（運行記録簿等）を添付していただくことで対象車両の確認とします。なお、添付が無い場合は前回と同様に訪問調査を実施します。
14	添付書類	自動車検査証に所有者や車検の有効期間等の記載されていないがどうしたらよいのか。	2023年1月より「自動車検査証」の電子化が始まり新たな様式となっています。今回の補助制度では対象車両の所有者等を確認していることから、「自動車検査証」と一緒に発行されている「自動車検査証記録事項」や「自動車損害賠償責任保険証明書」の添付をお願いします。
15	補助金額	訪問系事業所及び相談系事業所で、雇用契約を締結している従業員が使用する車両でサービス提供を行っているが、実績の無い月も補助対象となるのか。	訪問系及び相談系事業所で、補助対象者である運営事業所と雇用契約を締結している従業員が使用する車両にて、訪問を行いサービス提供している場合は、実績に応じて補助基準額を月割りした額が補助金額となります。

No.	区分	問	回答
16	対象車両	訪問系事業所及び相談系事業所で、雇用契約を締結している従業員が使用する車両でサービス提供を行っていた者が、基準日時点では退職している場合も対象車両となるのか。	基準日時点において継続して事業を行っている事業所で、対象期間内にサービス提供の実績がある場合は、対象車両となります。また、補助金額については、実績に応じて補助基準額を月割りした額が補助金額となります。